

第 4 6 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市会議長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 5年10月 4日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

管轄の年金事務所からの依頼を受け回答した議員の在職老齢年金事務に関する情報提供における市会事務局の意向についての回答文書。

管轄の年金事務所からの依頼を受け回答した「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る（報酬変更等）一覧表」または「同（期末手当支給）一覧表」のうち直近の回答分（個人情報特定項目は黒塗りで可）。

- 2 同月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る（期末手当支給）一覧表（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年12月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市会議長に対して審査請求を行った。
なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件処分の他に、非公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を公開しない理由として、本件行政文書に記載されている次の情報については、個人の職業、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると主張している。

- ・基礎年金番号・年金コード（以下「本件情報①」という。）
- ・氏名（フリガナ含む）（以下「本件情報②」という。）
- ・住所（以下「本件情報③」という。）

- ・生年月日（以下「本件情報④」という。）
- ・期末手当の支払額のうち他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの（以下「本件情報⑤」という。）

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 弁明の理由

ア 条例第 3条には、実施機関の責務として「行政文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定されている。これは、個人に関する情報は、みだりに公開されると私生活の平穩が害され、また一度公開されるとその被害を回復することが困難であることから、その取扱いには最大限の配慮を要するという趣旨である。

イ 審査請求人は、議員の本件情報②から⑤はすでに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であることから、公開すべきと主張するが、条例第 3条の趣旨や、本件情報を公開することが、公務と直接の関係がない議員個人の受給年金に係る情報を公開することにつながってしまう状況から勘案して、本件情報が条例第 7条第 1項第 1号に規定されているプライバシーに関する情報に該当すると判断したものである。

(2) 前提事実

ア 本件行政文書は、老齢厚生年金の支給停止事務に係る文書である。

イ 平成27年10月の厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）の改正に伴い、国会議員及び地方議会議員に支給される老齢厚生年金は、議員報酬等を受けている間はその一部又は全部が支給停止となることとされ、支給停止に該当するか否かを確認するため、議員に対し、期末手当額等を記載した届書を提出することが義務付けられた。そして、平成28年11月の厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）の改正に伴い、議会事務局等からの情報提供により、期末手当額等の必要な事項が確認できれば、議員本人からの届書の提出を要しないこととなった。

ウ 上記イの法令改正の趣旨を踏まえると、議会事務局は議員の老齢厚生年金の支給停止事務に当たり必要な個人的色彩の強い届出を議員個人に代わって行っているに過ぎないといえる。また、本件行政文書は、議員報酬管轄年金事務所（以下「本件年金事務所」という。）が、把握して

いる老齢厚生年金の在職支給停止の対象となり得る議員の本件情報①から④の各欄をあらかじめ入力し、議会事務局へ送付、議会事務局が、そこに期末手当額等を記載し、本件年金事務所へ送付している。本件行政文書に記載のある議員は、本件年金事務所が老齢厚生年金の支給停止に該当するか確認する必要がある者に限定されている。

(3) 本件行政文書への記載の有無について

仮に、審査請求人の主張するように「議会の議員は、他の公務員等とは異なり、民主主義の根幹を支える立場であり、有権者の付託に応じる立場」であったとしても、本件行政文書に記載のある議員は、年金事務所が老齢厚生年金の支給停止に該当するか確認する必要がある者に限定して照会していることから、本件行政文書への記載の有無自体が、当該議員個人の受給年金に係る情報という公職と直接関係のない個人的色彩の強い情報であり、議員が公職に就く前の経歴などを含んだ中核的個人情報にあたるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号の個人の職業、経歴、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないものと認められることから、本件情報①から⑤を非公開扱いとすることが妥当であるといえる。

(4) 本件情報①を非公開としたことについて

本件情報①は、議員個人に関するものであって、年金情報に紐づけられたものであるから、条例第 7 条第 1 項第 1 号の個人の職業、社会活動に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないものと認められるため、非公開扱いとすることが妥当であるといえる。そして、当該情報は、同号ア及びイに規定されている情報には該当しない。

(5) 本件情報②から④を非公開としたことについて

審査請求人は、「容易に調べることが可能な範囲の情報（市および市会ホームページ掲載情報にとどまらず、議員個人のホームページおよび所属政党等サイト掲載情報）を含めて、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として扱うべきであるから、単に形式的に、通常他人に知られたくないと認められる情報であると判断することは失当である」と主張するが、当該情報は一覧表という当該議員個人の受給年金に係る文書に一覧で記載されており、当該情報を公開することは、当該議員個人の受給年金に係る情報という公職と直接関係のない個人的色彩の強い情報及び議員が公職に就く前の経歴などを含んだ中核的個人情報を公開することと同義となり、本件情報②から④は条例第 7 条第 1 項第 1 号の個人の

職業、経歴、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められることから、当該情報を非公開扱いすることが妥当であるといえる。そして、当該情報は、同号ア及びイに規定されている情報には該当しない。

(6) 本件情報⑤を非公開としたことについて

ア 名古屋市会議員の期末手当の額は、名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年名古屋市条例第32号。以下「議員報酬等条例」という。）第6条に基づき算定され、6月1日及び12月1日を基準日として、それぞれ在職する議長、副議長及び議員に支給される。上記のとおり期末手当の額はその算定根拠が明白であることから、額そのものが通常他人に知られたくないと認められると判断したものではない。上記第3の1のとおり、期末手当の支払額は「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」であり、非公開とした期末手当の支払額の一部を公開することは、一覽で記載されている当該議員個人の受給年金に係る情報という公職と直接関係のない個人的色彩の強い情報及び議員が公職に就く前の経歴などを含んだ中核的個人情報と公開することと同義であることから、本件情報⑤は条例第7条第1項第1号に該当するため非公開扱いとすることが妥当であるといえる。

イ また、審査請求人は、「各議員が支給を受けた期末手当額は、条例第7条第1項第1号ただし書き「イ」に該当する」ため本件情報⑤を公開すべきと主張するが、これは失当である。

ウ 条例第7条第1項第1号ただし書きイは、予算の執行の内容に係る情報の中には、市の行政の公正性を確保し、開かれた市政を推進するために、公にすることが特に必要と認められるものがあることから、個人の権利利益の保護には最大限の配慮をしながらも、これらの情報については公開することとしたものであり、議員報酬等条例に係る内容はこれに含まれないことから、当然に該当しない。また、当該情報は、同号アに規定されている情報にも当然に該当しない。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

ア 実施機関は、各議員が支給を受けた期末手当額を、あたかも個人の私的収入と同等の情報であるかのごとく扱い、各議員が各々期末手当をいくら受けたかという情報は、通常他人に知られたくないと認められる情報であるとしている。

イ しかしながら、期末手当は、議員報酬等条例第 6 条等の規定に基づき、支給されるものである。そして、議長、副議長、各委員会委員長などへの就任、離任、退職、失職その他の期末手当支給額の算定の基礎となる個別の事実は、議会の公表情報である。

ウ 議会運営、公金の支出には透明性が求められ、各議員に各々いくら期末手当を支給するかは、市民への説明責任を果たすため当然に公表されている。毎期の支給日に、「令和 5 年 6 月の期末・勤勉手当について」など報道発表資料として名古屋市ホームページで公表しているのはそのためであり、報道機関もこぞって例年報道している。

エ 言うまでもなく、議会の議員の氏名や選出選挙区は次で指摘するとおり、公知の情報であって、これらは地方自治における民主主義の根幹となる情報である。この意義は、退職、失職しても変わるものではない。従って、各議員に支給される期末手当の支給額は議員報酬等条例により公にされている情報である。

オ 実施機関は、そのホームページ「市会情報」の「議員名簿」のページにおいて、個別議員の「氏名」、「ふりがな」、「選出区」等を公開している。

カ また、各議員の個人サイトや所属政党等サイトには、議員個人の自己紹介又はプロフィールが掲載され、各議員はこれらを自身の政治活動のために公表している。

キ さらに、名古屋市ホームページの「報道発表資料」では、直近の選挙にかかる名古屋市選挙管理委員会発出の「名古屋市議会議員一般選挙立候補者一覧」（令和 5 年 3 月 31 日現在（後日の訂正を含む））において、候補者時点の現職議員にかかる個人情報のうち、「氏名」、「ふりがな」、「住所」のうち居住の区まで、及び「年齢」が公表されている。

ク これらの事実を踏まえると、本件行政文書のうち、少なくとも、「フリガナ」、「氏名」、「住所」のうち選挙区表記まで、及び「生年月日」のうち「生年」までは、行政機関によりすでに公にされている情報である。

ケ これらの情報に議員個人のホームページ及び所属政党等サイト掲載情報を加えれば、「住所」情報のうち区以下の詳細情報、並びに「生年月日」のうち「生年」以下の「月、日」まで特定できるのであるから、これらも、すでに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と判断できる。

コ 議会の議員は、他の公務員等とは異なり、民主主義の根幹を支える立場であり、有権者の付託に応じる立場にあることから、「基礎年金番号等」欄および「年金コード」欄を除き、容易に調べることが可能な範囲の情報（市及び市会ホームページ掲載情報にとどまらず、議員個人のホームページ及び所属政党等サイト掲載情報）を含めて、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として扱うべきであるから、単に形式的に、通常他人に知られたくないと認められる情報であると判断することは失当であり、各欄の情報は、当該掲載情報の範囲で、議員ごとに、期末手当一覧表各欄の検討をするべきである。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書き「イ」該当性について

ア 上記 (1)イからエにおいて指摘した議員報酬等条例が公表されているのは、各議員個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方であり、彼らの役職、氏名及び当該予算執行の内容に係る部分であるところの議員報酬、費用弁済及び期末手当に係る算定根拠等が公にすることが特に必要であるものとされているからである。

イ すなわち、各議員が支給を受けた期末手当額は、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書き「イ」に該当する。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報①から⑤（以下これらを「本件各情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市（以下「本市」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、名古屋市会議員のうち老齢厚生年金の在職老齢年金に係る支給停止を行う必要があるかを確認するために本件年金事務所が実施機関に照会し、実施機関が本件年金事務所に回答した文書であり、基礎年金番号・年金コード、氏名、住所、生年月日、期末手当の支払年月日、期末手当の支払額、備考の各欄から構成されている。

本件年金事務所が、本件情報①から④の各欄をあらかじめ入力し、実施機関が、そこに期末手当の支払年月日及び支払額を記載し、本件年金事務所へ送付したものであり、本件行政文書に記載のある議員は、本件年金事務所が在職老齢年金の支給停止に該当するか確認する必要がある者に限定されている。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別できる情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①から④は、特定の個人が識別できるものであることは明らかであり、本件情報⑤は、公表されている期末手当の支給額と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であることが確認された。

(3) 次に、本件各情報が通常他人に知られたくないと認められるものであるか否かについて検討する。

ア 審査請求人は、上記第 4の 2(1) のとおり、本件情報②から⑤は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、通常他人に知られたくない情報であると判断することは失当である旨主張している。

イ 確かに、本件情報②、本件情報③のうち「区」まで、本件情報④のうち「生年」まで及び本件情報⑤は、本市公式ウェブサイト及び本市の報道発表で公表されており、容易に知ることができる情報であると認められる。

ウ しかしながら、在職老齢年金の支給停止の対象となるのは、60歳以上の者のうち、議員報酬の月額、期末手当の額及び年金の額が一定額以上となる者であるが、本件行政文書には、60歳以上の市議員全員が記載されているわけではなく、本件行政文書に氏名等が記載されていること自体が、当該議員が在職老齢年金の支給停止に該当する可能性があることを示している。そのため、本件各情報を公開することは、当該議員個人の受給年金に係る情報を公開することと同義であり、当該議員が公職に就く前の職業及び経歴等を含んだ情報であるとも言えることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたいものとして認められる。

(4) 次に、審査請求人は、本件情報⑤が、条例第 7条第 1項第 1号ただし書イに該当すると主張しているためこの点について検討する。

ア 同号ただし書イは、予算の執行の内容に係る情報の中には、本市の行政の公正性を確保し、開かれた市政を推進するために、公にすることが特に必要と認められるものがあることから、個人の権利利益の保護には最大限の配慮をしながらも、市長が定める情報については公開することとしたものである。

イ 上記アにおける市長が定める情報は、社会情勢の変化等に的確に対応するとともに、不特定多数のものに周知する必要があることから、告示するものとされており、当該告示において、交際費の支出を伴う交際に関する情報であって、当該支出に関するもの、食糧費の支出を伴う審議会、打合せ会議、説明会等及び式典、イベント等並びに意見公開、情報収集、交渉、折衝等に関する情報であって、当該支出に関するもの、とされていることから、本件情報⑤は市長が定める情報には当てはまらない。

ウ したがって、本件情報⑤は条例第 7条第 1項第 1号ただし書イに該当しない。

(5) 以上のことから、本件各情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると

認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 1月 9日	諮問書の受理
2月16日	弁明書の写しの受理
2月20日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 7年 2月21日 (第82回第 2小委員会)	調査審議
3月21日 (第83回第 2小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 杉島由美子、委員 豊田雄二郎、委員 森絵里